

社会福祉法人の現状を踏まえた法人及び所轄庁の今後の取組の方向性

1 社会福祉法人の本旨を実現した、より良い運営に向けて

① 「地域における公益的な取組」など地域貢献の取組の促進

「地域における公益的な取組」などを主体的に実施することが必要

(法人の取組)

- ・ 平成28年度の実績が低かったのは、「地域における公益的な取組」の法人による解釈のばらつき、理解不足も原因
- ・ 法人自らが、実施状況を正確に把握できるようになるとともに、現況報告書に記載することが必要

(所轄庁の取組)

- ・ 法人が判断できるよう取組事例等を示すとともに、現況報告書への適切な記載を指導することが必要
- ・ 実施方法がわからないという法人の声もあり、地域ニーズの把握方法や実施方法の具体例等の情報を発信することが必要

② 自律的な経営の促進

財務規律の強化に取り組み、自律的な経営を実施することが必要

(法人の取組)

- ・ 一定規模を超える法人に義務付けられた「会計監査人」監査に対応するためには、事務局体制の構築が必要
- ・ 今後対象拡大が予定されている、収益10億円超程度の法人では、事務局の対応力に課題あり

(所轄庁の取組)

- ・ 都は、円滑な会計監査人監査の実施を支援することが必要(今後会計監査人導入予定の法人に対する参考情報の提供、公認会計士協会との意見交換等)
- ・ 会計監査人設置義務のない法人に対する支援も必要(公認会計士・税理士等の専門家の紹介)

2 社会福祉法人が遵守すべき基準(社会福祉法人指導監査ガイドライン)に沿った適切な法人運営に向けて

(法人の取組)

- ・ 収益規模に関わらず、制度改正に対応し、基準を遵守した適切な法人運営を行うことが必要

(所轄庁の取組)

- ・ 平成29～31年度の制度改革後一巡目の指導監査で、新制度対応の指導を行うことが必要

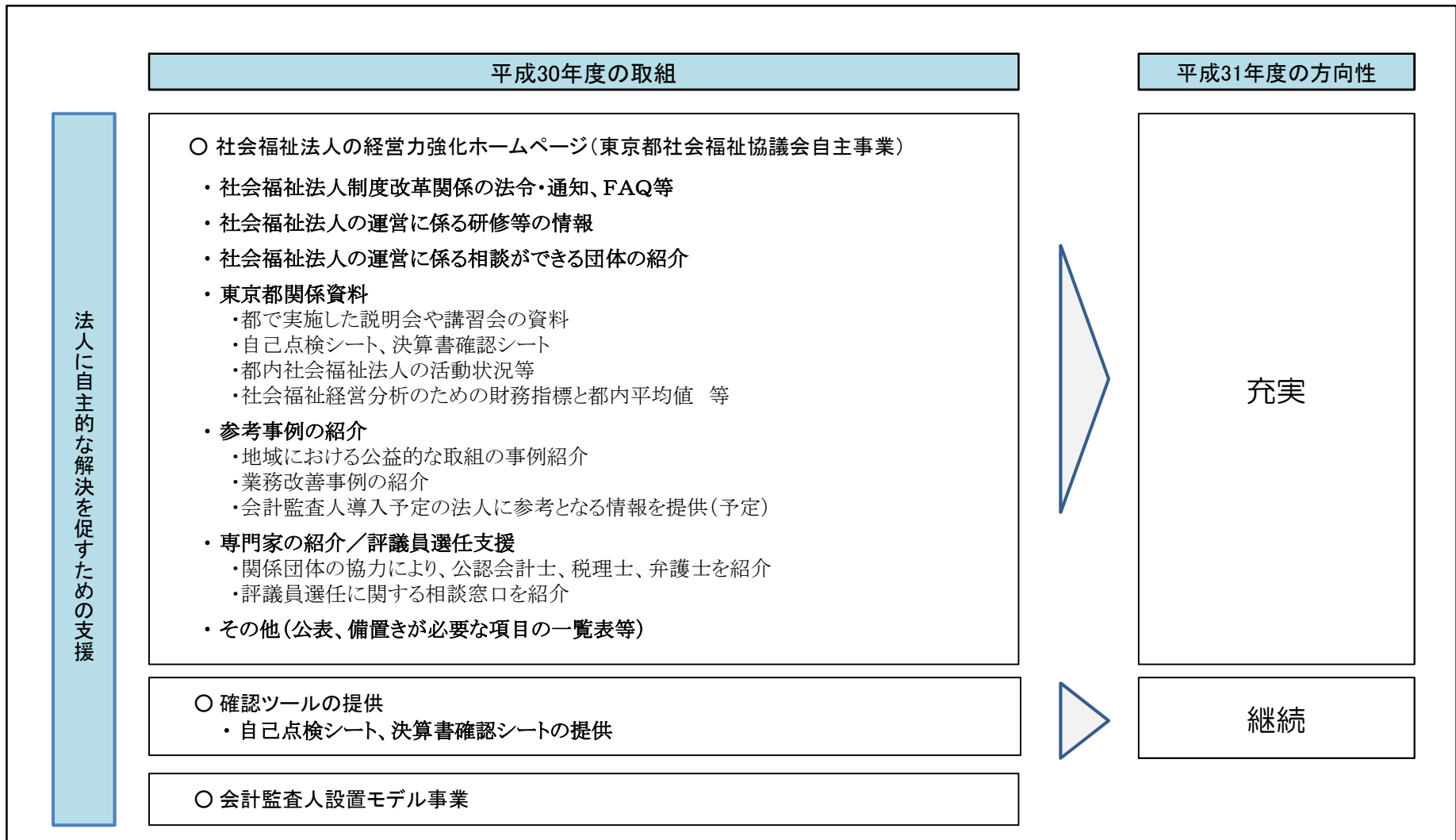
※ 平成29年度指導監査では文書指摘率が前年度より高かったが、これは、指導監査の機会を通じて、改正点の周知や事務手続き等について改善を指導したもの

3 所轄庁(都・区市)による指導監督の標準化に向けて

- ・ 所轄庁(区市)によっては、ノウハウの蓄積・継承がしにくく、改善指導等判断を要する場面でバラつきがある
- ・ 都内各所轄庁(都・区市)による指導監督の標準化が必要
- ・ 都は、研修実施に加え、「地域における公益的な取組」の事例や会計監査人導入時の参考情報、改善指導等の判断事例など、所轄庁(区市)へ提供する情報の充実が必要

社会福祉法人経営力強化事業の平成31年度の方向性(案)

- 現時点で判明している課題については、これまで実施してきた取組により対応可能であるため、平成31年度は、引き続き、法人及び所轄庁（区市）に対する支援策を着実に実施していく。



平成30年度の取組

平成31年度の方角性

課題を抱える法人の
早期発見・早期改善

- 法人の活動状況の分析
- 財務分析(法人単位・拠点区分単位)
- 詳細財務分析



継続

所轄庁への支援

- 集合研修の実施
 - ・ 社会福祉法人事務新任者研修
 - ・ 社会福祉法人指導検査現任者研修



継続

- 評議員選任支援
 - ・ 評議員の紹介制度を整備した区市の情報提供



継続

- 指導監査ガイドラインに則した指導監査ツールの提供
 - ・ 社会福祉法人 実地検査指導事項票
 - ・ 社会福祉法人 実地検査確認資料一覧
 - ・ 重点指導事項シート
 - ・ 判断事例
 - ・ 指摘定型文例



充実

平成32年度以降の都の取組の方向性（案）

- 平成32年度以降の都内社会福祉法人及び所轄庁（区市）への支援の方向性については、全法人への指導監査が一巡する間（29～31年度）に、法人の対応状況や法人・所轄庁からの要望や課題について集約・整理した上で、平成31年度に、これまで実施してきた法改正対応への支援の総括を行い、検討する。
- 法施行後の状況や要望の把握に当たっては、所轄庁との連絡会や東京都社会福祉協議会等と連携して行う。

【検討のスケジュール（イメージ）】

